

宮古島市児童生徒選手派遣補助金のご案内

【補助対象経費】 ※すべて、千円未満の端数を切り捨て

① 航空運賃

→沖縄県内派遣は、負担額に **0.9** を掛けた額とする。

ただし、1 路線につき 1 万円を上限とし、2 路線までとする。

県外派遣は、負担額に **0.7** を掛けた額とし、上限なしとする。

② 宿泊費

→沖縄県内・県外派遣ともに 1 泊につき 5 千円を上限とし、2 泊までとする。

③ 楽器輸送費

→沖縄県内・県外派遣ともに 1 派遣につき 5 万円を上限とする。

【補助対象者】

※大会申込書に、名前が記載されていることが前提。

① 宮古島市内の公立・県立学校に在籍する児童生徒

② ①を指導しており、学校に所属していない「外部指導者」の **1 名**

※外部指導者とは、監督、コーチ、アシスタントコーチ、セコンドを指し、
帯同審判、チーム責任者、コミッショナー、マネージャーは対象外とする。

※指導者が補助を受けるには、下記の証明書のうちいずれか 1 つが必要。

- ・指導する生徒が所属する学校の学校長からの委嘱状。
※委嘱状については、生徒が所属する学校へ問い合わせてください。
- ・スポーツ少年団のスタートコーチ免許（管轄は、宮古島市スポーツ協会）
- ・宮古島市主催の指導者講習会の受講証明書

【申請可能な者】

- ① 児童生徒の保護者。
- ② 学校長からの委嘱を受けた者。
- ③ 保護者から委任を受けた代表者。

【補助対象となる派遣】

- ① 県内：沖縄本島以外（石垣など）も可。
- ② 県外：沖縄県代表選抜選手または上位大会の出場資格を獲得して派遣される場合に補助されます。
- ③ 学習・練習の成果を競ったり発表したりするもの。
- ④ 競技や出演、発表を主な目的として派遣するもの等。

【例】

- ◇ 競技大会・コンクール・コンテスト出場
 - ◇ 記念公演出演
 - ◇ プロジェクト発表会出場
 - ◇ 席上揮毫大会（大勢の前で書を書くもの。）出場
 - ◇ スピーチ大会・弁論大会・意見発表会出場
 - ◇ 合唱祭出演、文化祭舞台出演※1
 - ◇ スケッチ大会※1（会場にて制作し競うもの。）出場
 - ◇ 写真大会※1（会場にて制作し競うもの。）出場
- ※1：審査員による講評・アドバイス等が付随する場合もあるが、研鑽が主たる目的でない。
- ◇ 県代表選抜選手としての合同練習※2
 - ◇ 記録会※3（公式記録の有効条件を満たすことが市内では困難な場合）

【補助対象とならない派遣】

- ① 学習・練習・体験の場へ派遣するもの。
- ② 表彰や交流活動、体験活動を主な目的として派遣するもの。

【例】

- ◇ 研修会、学習会
- ◇ 交流会、姉妹都市交流、国際交流、交流試合
- ◇ 意見交換会
- ◇ 練習試合、練習会（※2は補助対象となります）
- ◇ 記録会（※3は補助対象となります）
- ◇ 表彰式
- ◇ ボランティア活動会
- ◇ ワークショップ、制作会
- ◇ 自然体験、ホームステイ体験

【制限】

- (ア)県内派遣は、1人が1年度につき同種の大会4回まで。
(駅伝と陸上は同種とは考えない。フットサルとサッカーも別種。)
- (イ)指導者への補助金は、1大会につき1チーム1人のみ
- (ウ)航空運賃の片道分のみを補助対象とすることはできませんので、往路・復路共に大会前後2日以内となる方のみを申請してください。

① 補助対象となる例（搭乗日が○印となる場合は可）

4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
×	○	○	大会○	○	○	×

- ② 派遣期間は、大会の前後2日が上限となりますが、教育上特に必要と認められる場合については、その限りではありません。

例) 台風や欠航等で延泊となった場合。

※欠航証明書等の提出を求める場合があります。

【ホテルパックで購入した場合】

(エ)県内：航空運賃＝ホテルパック代－【1泊 9,800 円×泊数】

(オ)県外：航空運賃＝ホテルパック代－【1泊 12,800 円×泊数】

※令和7年度より、宮古島市職員等の旅費に関する条例に基づいて、1泊あたりの金額が上昇しております。

(カ)領収書等に内訳の記載がなく、宿泊数の記載もない場合、派遣期間相当の宿泊分が含まれているとみなしますので、宿泊数について領収書か見積書等に記載してもらう必要があります。

例) 2泊3日の旅行行程のうち、ホテルでの宿泊は1泊である場合、特に記載がないと2泊分の宿泊費を含むとみなします。

(キ)ホテルパックとは別で、選手が宿泊したことがわかる領収書が提出された場合は、ホテルパックに不泊分があるものとして計算します。

【補助金振込口座】

(ク)申請書鑑に記載の申請者個人（または申請団体もしくは申請団体代表者）の口座となります。

（委任状によって補助金の受領を委任された団体・代表者名。委任状左上に記載あり。）

(ケ)例：アタッカーズ代表・宮古太郎さんから申請の場合

「アタッカーズ」名義か「宮古太郎」名義、「アタッカーズ代表宮古太郎」名義だと振込可です。

「アタッカーズ父母会」名義や「アタッカーズ会計担当・伊良部花子」など名義に代表者名が入っていない口座には振り込めませんのでご了承ください。

【手続きの流れ】

申請者	教育委員会 学校教育課
大会派遣	
必要書類提出	⇒ 疑義照会する場合があります
	⇒ 補助金確定通知
補助金受領	⇒ 口座振込
申請者から補助対象者へ補助金受渡 (受領印又は署名をもらう)	
受領者名簿・保護者アンケート 提出(振込後 1 ヶ月以内)	⇒

【注意点】

- 株主優待やマイル、クーポン、ポイントで航空券を購入した場合は補助額が減額される可能性があります。(実費負担分のみが補助対象です。)
- 下記の事例は補助対象外となります。
 - ✧ 補助対象者に自己負担が発生しない場合。(寄付、競技団体補助金、等。)
 - ✧ 個人申請者・団体代表者が市税等を滞納している場合。
- 新幹線・海路等は補助対象外です。
- 航空運賃の片道分のみを、補助対象とすることはできません。
- 申請額 100 万円以上の場合は、支出の事務処理上 2 ヶ月程かかります。
- **12 歳以下の児童**が、離島割りチケットを購入した場合、「**離島割還付金**」という返還金があります。**お問い合わせは市民課窓口**まで。

【提出期限】

① R8年4月～ R9年2月の派遣：

→ 最も遅い復路日の翌日から30日目。

※30日目が、土・日・祝日ならば、その直前の平日とする。

② R9年3月の派遣

→ R9年3月31日（水）

※書類に不備等があった場合の再提出も含めての期間です。

※期限を過ぎると、他の申請者への振込が遅れるため、申請受付はしていません。ご了承ください。

【お問い合わせ】

学校教育課（電話 72－9959）